

高島町新庁舎移転業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、高島町（以下「発注者」という。）の新庁舎移転に伴い、公文書、転用備品、情報機器、美術品及びその他の物品（以下「移転物品等」という。）の移転計画を策定し、発注者の示す期間内に移転先へ搬送（これに関する施設の養生、梱包・開梱、備品等の設置・固定等の作業を含む）するとともに新庁舎建設に関連する他の業務受注者との調整等を委託することにより、新庁舎への移転を円滑に実施することを目的とする。

本業務は、限られた期間内に確実かつ効率的に実施する必要があるため、プロポーザルにより企画提案を公募し、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することから、本要領はその手続きにおいて必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 高島町新庁舎移転業務
- (2) 履行場所 高島町大字高島地内（現庁舎、中央公民館、げんき館、新庁舎）
- (3) 履行期間 契約の効力の発生する日の翌日から令和7年5月31日まで
- (4) 提案上限額 14,050,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限額を超える額で提案してきた事業者は失格とする。

3. 実施スケジュール

公告、実施要領等の配布	令和6年10月 1日（火）
現地確認 ※希望者のみ	令和6年10月 2日（水）から 令和6年10月 9日（水）まで
質問受付期限	令和6年10月 9日（水）午後5時まで
質問回答期限	令和6年10月11日（金）
入札参加資格申請書提出期限	令和6年10月 9日（水）午後5時まで
参加申込書受付期限	令和6年10月17日（木）午後5時まで
辞退届提出期限	令和6年10月24日（木）午後5時まで
提案書提出期限	令和6年10月24日（木）午後5時まで
プレゼンテーション及び審査	令和6年10月31日（木）
審査結果通知	令和6年11月 1日（金）予定
契約締結	令和6年11月上旬予定

4. 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 高島町の令和6年度競争入札参加者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない者であっても、指定された提出期限までに高島町競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出したうえで、資格を有すると認められた者は参加できるものとする。
- ② 高島町競争入札参加資格者指名停止規程（平成13年5月28日告示第69号）その他の法令の定めによる指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き中でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び高島町暴力団排除条例（平成24年3月条例第8号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

(2) 提案の基本事項

提案に係る基本事項は、次のとおりとする。

- ① 事前説明会は行わない。
- ② 本提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③ 辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- ④ 質問は指定日までに電子メールで提出し、回答書として高島町公式ホームページに掲載する。
- ⑤ 本審査は、企画提案書及びプレゼンテーションを通じて行う。
- ⑥ 審査の結果は、個別に通知する。
- ⑦ 提出書類は返却しない。また、書類の差し替えも認めない。
- ⑧ 提出書類は当該審査以外の目的で参加者に無断で使用しない。

5. 選定方法

仕様書に基づき提案された内容を総合的に評価し、高島町新庁舎移転業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査により選定する。

6. 提出書類及び提出方法

提出書類は次のとおりとする。各様式に従い期限内に必要な書類を提出すること。

実施要領等、各様式及び資料等は、高島町公式ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.town.takahata.yamagata.jp/soshikiichiran/zaisei/shinchosha/index.html>

(1) 参加申込書等の提出

- ① 提出期限 令和6年10月17日(木)午後5時まで
- ② 提出書類 参加申込書(様式1) 1部
事業者概要(様式2) 1部
主な同種業務の実績(様式3-1) 1部
責任者の実績(様式3-2) 1部
- ③ 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局

(2) 入札参加資格申請書の提出

- ① 提出期限 令和6年10月9日(水)午後5時まで
- ② 提出書類 高島町競争入札参加資格審査申請に必要な書類 1部
※申請に係る様式は、公式ホームページからダウンロードすること。
- ③ 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局

(3) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和6年10月9日(水)午後5時まで
- ② 提出書類 質問書(様式5)
- ③ 提出方法 質問書は、電子メールで提出すること。
件名は「高島町新庁舎移転業務に関する質問」とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局
- ⑤ 回答期限 令和6年10月11日(金)
- ⑥ 回答方法 質問を取りまとめ、回答書として高島町公式ホームページに掲載する。
- ⑦ 注意事項
 - ・質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。
 - ・質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

(4) 現地確認

- ① 実施期間 令和6年10月2日(水)から令和6年10月8日(火)まで
- ② 実施方法 事務局へ電話連絡し、日程調整のうえ個別対応する。
- ③ 注意事項 事前連絡がない場合の現地確認は受け付けない。

(5) 参加辞退

- ① 提出期限 令和6年10月24日(木)午後5時まで
- ② 提出書類 辞退届(様式6)
- ③ 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局

※なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の高島町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(6) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和6年10月24日（木）午後5時必着
- ② 提出部数 紙媒体 9部（カラーコピー可）、電子データ 1部（CD-R 又はDVD-R）
- ③ 提出書類 企画提案書（様式4）
業務実施方針・実施フロー・工程表（様式4-1）
業務実施体制（様式4-2）
移転マネジメントの方法（様式4-3）
本業務の課題及び解決策（様式4-4）
見積書（任意様式）
- ④ 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ⑤ 提出先 本事業の事務局

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書提出後、参加者からの提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

- ① 実施予定日 令和6年10月31日（木）
- ② 実施場所 高島町中央公民館 2階 201研修室
- ③ プレゼン等には、主担当者の出席を必須とし、出席者は3名以内（パソコン操作員を含む）とする。
- ④ 実施方法及び留意事項
 - ア プレゼン等は非公開で実施し、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
 - イ 待合室から会場への入場は、職員の誘導に従うこと。
 - ウ プレゼン等の順番は、参加申込書の受付順とし、後日、メールで連絡する。
 - エ プレゼン等の時間は、1参加者40分程度とする。
(プレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分を想定)
 - オ 説明資料、パソコン等の準備として、前者のヒアリング終了後に10分間設ける。
 - カ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、事務局でプロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合

- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者として相応しくないと町が判断した場合
- (4) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (6) 提出された見積書が本要領2(4)の上限額を上回った場合

8. 評価方法及び候補者の決定

(1) 評価方法

審査委員会の各委員が企画提案書に加えプレゼン等の結果を総合的に評価・採点し、最も高い評価を得た者を受注候補者とする。選定された者が辞退を申し出た場合や「9. 失格要件」に該当した場合は、次点の者を受注候補者とする。

(2) 審査結果の通知等

審査の結果については、参加者全員に対して書面により通知するとともに町公式ホームページにおいて受注候補者を公表する。

(3) 評価項目、評価基準及び評価点

企画提案書等における評価項目、評価基準及び評価点については、別紙「高島町新庁舎移転業務公募型プロポーザル評価要領」に基づき、審査するものとする。

9. 契約の締結

(1) 契約締結交渉

受注候補者から事前に受けた本要領6(6)③見積書の金額を超えない範囲で、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点候補者と交渉を行う。

なお、この手続きに参加した事業者が、公示日から受注候補者選定までの間に高島町から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、契約の締結を行わない。

(2) 業務委託料

委託料上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とする。

(3) 業務委託料の前払金

高島町業務委託契約約款に基づき、全体契約額の100分の30以内で前払金を請求することができる。

10. 再委託

受注者は受注業務の全部を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に報告し、承認を受けること。

受注者は機密保持等に関して、本要領が定める受注者の責務を再委託先業者にも負うよう必要な措置を実施し、発注者に報告し、承認を受けること。

(1) 受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「履行体制図」を発注者に届け出なければならない。届け出た内容に変更が発生する場合も同様とする。

(2) 受注者は、再委託の相手方の履行体制及び履行状況を適宜把握し、発注者からこの報告を求め

られたときは応じなければならない。

- (3) 受注者が発注者の承認を得て第三者に再委託しても、最終的な責任は受注者が負わなければならない。

11. その他

- (1) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

- (2) 提案内容の取り扱い

本プロポーザルは、受注候補者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が実際の業務に全て採用できるものではない。

12. 事務局

高畠町財政課 新庁舎建設推進室

住所：〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地

電話：0238-52-1324 (直通)

FAX : 0238-52-1543 (代表)

E-mail : shinchosha@town.takahata.yamagata.jp